

経営相談 Q & A

創業間もない中小企業・小規模事業者の官公需取引のきっかけ作り

Q

当社は創業3年目の事務用機器販売を手がける中小企業です。自社の販売する製品やアフターサービスには自信を持っていますが、更なる販路拡大にはやはり実績としてPRできる取引が必要だと考えています。そのため顧客からの信用向上にもつながる官公需取引を開始したいのですが、どのようにきっかけをつかめばよいのでしょうか？

A

創業間もない中小企業・小規模事業者は、優れた商品・サービスを有していても実績がないなどの理由から販路の拡大が課題となっており、ご相談にもあるように、官公需取引において実績を得ることは、その後の市場の確保、信用向上を図る上でも非常に有効だと考えられます。

1. 官公需取引のきっかけ作り

官公需取引のきっかけ作りとしては、能動的に自ら官公需情報を収集する方法と、官公需受注を支援する「ここから調達サイト」(今年8月10日運用開始)に登録し、自ら官公庁の調達先リストに入る方法とがあります。

(1) 自ら官公需情報を収集する方法

自ら官公需情報を収集する場合は、国・独立行政法人、地方公共団体等がホームページ上に掲載している入札情報を検索できる「官公需情報ポータルサイト」(<http://www.kkj.go.jp/s/>)の活用が考えられます。

このサイトは、各所の官公需発注情報を自動巡回システムにより収集しており、これらの調達情報を一括して検索、入手することができます。

(2) 自ら官公庁の調達先リストに入る方法

今年8月10日に「中小企業者の受注確保に関する法律(官公需法)」の一部改正が施行されました。同法では、創業10年未満の中小企業・小

規模事業者を「新規中小企業者」と定義し、そうした事業者の受注機会拡大への配慮や情報提供業務等を規定しています。

同法の趣旨を踏まえ、中小企業庁(運用は中小企業基盤整備機構)は同日付で、新規中小企業者の官公需受注を支援する「ここから調達サイト」(<https://u10sme.smrj.go.jp/>)の運用および登録受付を開始しました(登録料は無料)。

今後、新規中小企業者が国・独立行政法人、地方公共団体等の官公需取引を拡大させる大きなきっかけとなりうるこの新しい仕組みについて、以下に概要や活用方法を中心にご説明します。

2. 「ここから調達サイト」の概要

(1) 登録の対象となる事業者

創業10年未満^(※1)の中小企業・小規模事業者で、いわゆる「みなし大企業」^(※2)に該当しないこと。

(※1)「創業10年未満」の考え方

平成27年度当初(4月1日時点)に創業10年目である事業者は、27年度中の一年間は創業10年未満と扱う。

(※2)「みなし大企業」の定義

以下3つのいずれかの要件を満たす企業のこと。
①発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
②発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。
③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

登録後、創業から10年が経過した場合は、登録済みの企業情報は自動的に非公開となります。

(2) 登録情報とその取扱い

必須情報として「事業者名」「所在地」「設立年月日」「提供する商品・サービス」「営業エリア」等の登録を行い、これらは本サイト上で一般に公開されます。

その他の追加情報は登録時に公開・非公開を自ら選ぶことができ、非公開とした場合も、国・独立行政法人、地方公共団体等の調達担当部署の職員に限り非公開項目を含む全企業情報を参照できるため、受注者選定の参考材料となる可能性があります。

例えば、追加情報として「所属業界団体」を登録すると、業界団体は技術向上のための活動を行っている場合があるため、発注機関にとって受注者選定のポイントとなりえます。「事業資格、事業免許等」の登録も発注機関に対する大きなアピールポイントです。また最大1600字まで入力できる「事業内容・商品PR」の項目もあり、この欄で貴社の強みや実績を詳しく説明してください。

なお、随意契約を希望する場合は特別な参加資格は不要ですが、入札参加を希望する場合は別途入札参加資格を取得しておく必要があります。入札参加資格を有する場合はその旨を「事業内容・商品PR」欄に明記しておいたほうが良いでしょう。

(3) 登録による効果

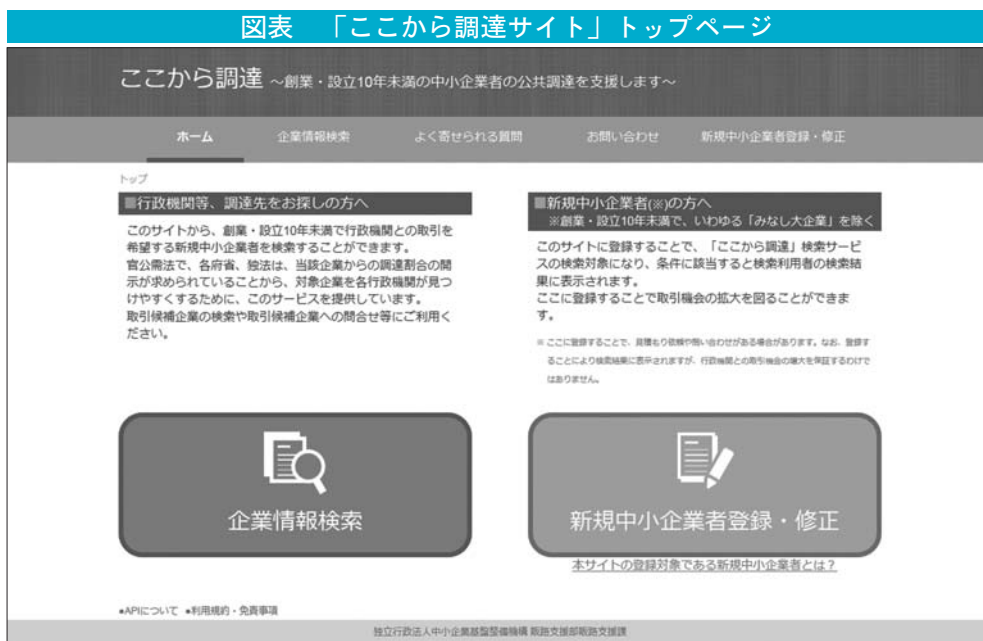
中小企業庁及び中小企業基盤整備機構が今後、各府庁等や地方公共団体に本サイトを周知し、利用を促進する予定です。また前述の通り、開示情報については本サイトで一般の方も自由に見ることができ、検索結果一覧に表示されることで自社の認知度向上につながる可能性もあります。

本サイトに登録しなくても通常の官公需調達の対象とはなり、登録することで優先的に調達されるようになるわけではありません。しかし前述の通り、国・独立行政法人、地方公共団体等の調達における相見積りの際の参考や競争入札の際の参加呼びかけ等に、今後本サイトの登録情報をできるだけ活用するよう周知が進む予定ですので、受注機会の増大は期待されます。

3. まとめ

本サイトへの登録で自動的に官公需取引がはじまるわけではありませんが、今後の取引開始の可能性を高めるためにも、ぜひ本サイトへの登録をご検討ください。またその際には、先にも述べましたができるだけ詳しく貴社の情報や実績を入力し、発注機関にアピールすることをお勧めします。

(吉村謙一)



(資料) 独立行政法人中小企業基盤整備機構「ここから調達サイト」ホームページ